

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：教育委員会生涯学習課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-258	石巻市島の楽校条例	5	使用料
審査基準の内容			
石巻市島の楽校使用料規則（平成 18 年 3 月 24 日規則第 8 号）			
(使用料の還付)			
第 2 条 条例第 5 条第 2 項ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。			
	区分	還付する額	
1	使用者が自己の責めによらない事由で使用できなかった場合	全額	
2	使用者が使用しようとする日の 3 日前までに使用の取消しを申し出た場合	当該使用料の 5 割に当たる額	
2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、石巻市島の楽校使用料還付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。			
設定年月日	平成 18 年 4 月 1 日	最終更新日	

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：教育委員会生涯学習課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-259	石巻市島の楽校条例	6	使用料の減免
審査基準の内容			
石巻市島の楽校使用料規則（平成 18 年 3 月 24 日規則第 8 号）			
（使用料の減免）			
第 3 条 条例第 6 条の規定による使用料の減免は、次に定めるところによる。			
	区分	還付する額	
1	石巻市内の学校が学校教育活動として使用する 場合	全額	
2	石巻市内の社会教育団体が社会教育活動として 使用する場合	全額	
3	石巻市外の学校が学校教育活動として使用する 場合	宿泊については 1 人 1 泊 100 円。その他については 当該使用料の 5 割に当たる 額	
4	石巻市外の社会教育団体が社会教育活動として 使用する場合	宿泊については 1 人 1 泊 100 円。その他については 当該使用料の 5 割に当たる 額	
5	その他市長が特別の事由があると認めた場合	市長が定める額	
2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、石巻市島の楽校使用料減免 申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。			
設定年月日	平成 18 年 4 月 1 日	最終更新日	

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：教育委員会生涯学習課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-262	石巻市桃生文化交流会館条例	7	使用料
審査基準の内容 石巻市桃生文化交流会館条例施行規則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 277 号） （使用料の還付） 第 6 条 条例第 7 条第 4 項ただし書の規定に基づき、次に掲げる場合には、既に徴収した使用料を還付するものとする。 （1） 利用者が自己の責めによらない理由で利用できなかったとき。 （2） 利用しようとする日前 7 日までに利用の取消しを申し出た場合 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、桃生文化交流会館使用料還付申請書（様式第 3 号）により市長に申請しなければならない。			
設定年月日	平成 17 年 4 月 1 日	最終更新日	平成 22 年 4 月 1 日

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：教育委員会生涯学習課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-263	石巻市桃生文化交流会館条例 例	8	使用料の減免
審査基準の内容 石巻市桃生文化交流会館条例施行規則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 277 号） （使用料の減免） 第 7 条 条例第 8 条の規定により使用料を減免する場合及びその割合は、次のとおりとする。 （1） 市内の社会教育関係団体、社会福祉団体等がその本来の事業のために利用する場合 100分の100 （2） 市内の公共的団体が行事に利用する場合 100分の100 （3） 前 2 号に掲げるもののうち、入場料を徴収する場合 100分の50 （4） 市内の学校等の学習活動及び引率者が学校から許可を得て学習活動を援助しようとして利用する場合 100分の100 （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた場合 別に定める。 2 前項の規定により減免を受けようとする者は、あらかじめ桃生文化交流会館使用料減免申請書（様式第 4 号）により市長に申請しなければならない。			
設定年月日	平成 17 年 4 月 1 日	最終更新日	平成 22 年 4 月 1 日

様式第3号（第9条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：教育委員会石巻中央公民館

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-275	石巻市公民館条例	第10条	使用料の減免

審査基準の内容

石巻市公民館使用料減免基準

石巻市公民館使用料の減免対象及び減免率表

項目	減免対象	減免率			備 考
		各 室	冷暖房	設備器具	
1	市又は市に準ずる公共団体が主催して使用する場合	100%	100%	100%	申請者 主管課長・団体代表者又は管理者
2	市が共催して使用する場合 （名義共催は除く）	100%	100%	100%	
3	学校及び教育団体が使用する場合	100%	100%	100%	
4	住民自治団体が公益を目的として使用する場合	100%	100%	100%	
5	市教育委員会が認定証を交付した社会教育関係団体が認定内容に基づき使用する場合	100%			認定証を提示
6	市教育委員会が認定証を交付した社会教育関係団体が認定内容以外に使用する場合	50%	—	—	認定証を提示
7	その他市長が特に認めたもの	都度	都度	都度	別途発議決裁

※1 この減免基準は、原則として入場料等を徴する使用の場合には適用しない。

※2 国・県が使用する場合は、減免の対象とはならない。

■減免基準における減免対象として想定される主な団体

第1項 市に準ずる公共団体

市が出資し又は職員を派遣する団体で、且つ市からの委託料又は補助金で運営する団体がその目的で使用する場合。

※石巻市社会福祉協議会、石巻市文化スポーツ振興公社、石巻地区勤労者サービスセンター、シルバー人材センター 等

第3項 学校及び教育団体

※学 校：市立幼稚園、私立幼稚園、市立小中学校、市立高等学校、管内県立高等学校、石巻専修大学

教育団体：校長会、教頭会、芸術鑑賞協議会、学校体育連盟、学校保健会、
学校事務職員部会、校外指導連絡協議会、管内学校研究会、石巻
地区社会教育協会、PTA、子ども会育成会 等

第4項 住民自治団体

※安全会議、交通安全都市推進協議会、防犯協会、納税貯蓄組合、統計協会、
民生（児童）委員協議会、更生保護婦人会、保護司会、町内会、老人クラブ
（市老連に登録している老人クラブ） 等

設定年月日

平成20年12月1日

最終更新日

平成29年4月1日